

京都市告示第498号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館別館を閉館します。

令和7年11月21日

京都市長 松井孝治

臨時に閉館する日 令和7年12月23日（火）～令和8年1月4日（日）

令和8年 2月10日（火）～同年 2月15日（日）

（美術館）